

国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料・介護保険料について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により保険料(税)の納付が困難となった方に、減免制度及び傷病手当金の支給制度があります。※介護保険については傷病手当金の支給制度はありません。

○保険料(税)の減免について

▶減免制度の対象者

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方(被保険者)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方(被保険者)で①～③(介護保険については①～②)にすべて該当する世帯の方
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が、前年の当該事業収入に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - ③前年の所得の合計額が1000万円以下であること。

▶申請書類

役場ホームページからダウンロードができます。また、税務課・福祉課及び由岐支所の窓口にも置いています。

▶申請方法

申請書類に必要な事項をご記入の上、収入状況等が確認できる添付書類とあわせてご提出ください。※複数減免申請をする場合は、添付書類は1部のみ提出してください。詳しくはお問い合わせください。

○傷病手当金の支給について

▶傷病手当金の支給対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため労務に服することができない期間が3日を超えてあった方

▶申請書類

役場ホームページからダウンロードができます。また、税務課・福祉課及び由岐支所の窓口にも置いています。

▶申請方法

申請書類に必要な事項をご記入の上、ご提出ください。詳しくはお問い合わせください。

※申請が集中した時期など、減免申請及び傷病手当金の審査に数週間を要する場合があります。ご了承ください。

【お問い合わせ】

国民健康保険 役場税務課 ☎ 77 - 3615

後期高齢者医療保険および介護保険 役場福祉課 ☎ 77 - 3614